

岐阜県公報

第 二 百 七 十 三 号
令 和 四 年 二 月 八 日
(火曜日)

目 次

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(地域福祉課)	五七 ^ハ
指定医療機関の廃止の届出	(同)	五八
指定医療機関の名称の変更の届出	(同)	五八
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	五九
指定介護機関の廃止の届出	(同)	五九
指定介護機関の名称の変更の届出	(同)	六〇
保安林の解除をしようとする旨の通知	(治山課)	六一
保安林に指定する予定である旨の通知	(同)	六一
道路の供用開始	(道路維持課)	六一
土地改良区役員の退任	(可茂農林事務所)	六二

岐阜県告示第三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東 濃 眼 科	瑞浪市西小田町五丁目四六	令和 三・九・一
羽島整形外科・皮膚科	羽島市舟橋町宮北一丁目一五一	令和 三・一・一
たじみすいみんクリニツク	多治見市前畑町一丁目八	同
さくら通り岩本眼科	各務原市蘇原瑞穂町一丁目四三番地一	同
ルナ羽島薬局	羽島市福寿町浅平二丁目一番地	同
V・drug 多治見 駅南薬局	多治見市前畑町一丁目八	同

たんばば薬局 岐北病 山県市高富二一八七番地三 同

岐阜県告示第三十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社 ユー	大垣市南類町四丁目七三番地	訪問看護ステーション	大垣市南類町四丁目七三番地	令和三年九月一日

岐阜県告示第三十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
東 濃 眼 科	瑞浪市北小田町二一七七	令和三・八・三一
さくら通り岩本眼科	各務原市蘇原瑞穂町一四三一	令和三・一〇・三一
な か 調 剤 薬 局	各務原市那加雄飛ヶ丘町一七三	令和三・一〇・一七
平成調剤薬局 羽島店	羽島市竹鼻町錦町七一	令和三・一〇・三一
たんばば薬局 高富店	山県市高富二一六〇四	同

岐阜県告示第三十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 せきレディースクリニック	関市段下二八二	令和一・七・一
旧 ひろレディースクリニック		
新 そはらこどもクリニック	各務原市蘇原新生町一四七	令和三・五・一
旧 こども循環器クリニック		

岐阜県告示第三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五

十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
令和四年二月八日
岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

宗教法人 天理教若高分教会

高山市昭和町二丁目五番地七

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム シニアホーム高山

高山市山田町七八一

令和 三・一・一

社会福祉法人 城山会

揖斐郡池田町草深九一八

特定施設入居者生活介護

ケアハウス こころ

揖斐郡池田町草深九一八

令和 三・一・一

同

同

介護予防特定施設入居者生活介護

同

同

同

岐阜県告示第四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の

三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
令和四年二月八日
岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃 止 年 月 日

たんばば薬局株式会社

岐阜市若宮町九丁目一六番地

居宅療養管理指導

たんばば薬局 高富店

山県市高富二二六〇

令和 三・一〇・三一

岐阜県告示第四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和四年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

高山市丹生川町新張字コウト洞日面二二四の一〇・字コウト洞二二五の三・二二五の四・二二一九の三（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、二二二五の五（国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市丹生川町日面字トヤ五九九の三、五九九の四、五九九の九、六〇〇の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年二月八日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）
県道	河神 合岡線	飛騨市古川町太江字高畑三六 三八番三三〇地先から 同 市 同 町 同 字 同 三八番三三八地先まで	三三・二	令和 四・二・八	令和 元・二・一七

公 示

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和四年二月八日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
美濃加茂市木曾川 右岸用水 土地改良区	令和 四・一・二七	理事	伊藤 誠 一	美濃加茂市西町三丁目 七七番地

令和四年二月八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐阜文芸社